

## 第4回 公共施設あり方検討市民会議（概要）

開催日時 平成26年3月17日（月）18時30分～20時00分

開催場所 舞鶴市政記念館ホール

委員 [出席] 尾上座長ほか7名

[欠席] 1名

傍聴者 6名

報道機関 5社

次 第

1. 開会
2. 第3回会議の内容と第4回会議の概要
3. 議事 ①公共施設再生基本計画（案）について  
②今後の取り組みについて
4. 閉会

### ◆第4回 公共施設あり方検討市民会議要旨

第4回会議では、第2回及び第3回会議で協議した「公共施設の実態と見直しの方  
向付け（素案）」を含めた公共施設再生基本計画（案）全体について及び今後の取  
組みについて市より説明した。

これらの説明に基づき、委員による意見交換を行った。

## ◆議事（市からの説明）

### ①公共施設再生基本計画（案）について

#### ◇全体の構成

- 第1章 公共施設の課題と対応策の方向性
- 第2章 公共施設再生基本計画の位置づけ
- 第3章 各施設の評価と再生の方向性
- 第4章 再生のための具体的な取り組み
- 第5章 着実な計画実行に向けて
- 参考資料

#### ◇第1章 公共施設の課題と対応策の方向性

##### ▶公共施設が抱える課題（「公共施設マネジメント白書」より）

- ・集中する改修・建替え時期
- ・住民ニーズの変化
- ・運営コストの有効活用
- ・老朽化に伴う維持管理コストの増加
- ・公共施設の防災力の向上
- ・新たな機能への対応

※現状の市の公共施設（139施設）をすべて維持したまま、大規模改修や建て替えを実施した場合、今後40年間に必要となる投資的経費は、1,287億円（年平均32.2億円）であり、直近5年間の投資的経費の年平均が27.8億円であることから、14%の更新費用が不足することとなる。

##### ▶求められている対応（「公共施設マネジメント白書」より）

- ・施設の総量抑制と多機能化・複合化の推進
- ・建物の構造的・機能的な長寿命化の推進
- ・地域の活動拠点としての公共施設の再生
- ・財政負担の軽減に向けた取り組みの推進

#### ◇第2章 公共施設再生基本計画の位置づけ

##### ▶公共施設再生基本計画の位置づけ

- ・計画の役割

「公共施設の再編に向けた方向付けや施設評価の結果をふまえた取り組みの優先度を明らかにすることにより、今後、一貫性を持たせながら施策を進めるための指針とする。」

##### ▶公共施設再生基本計画の目標

- ・計画の目標

「公共施設の再生による質・サービス・利便性の向上」

「公共施設再生のための財政的取り組みの推進」

▶公共施設再生のタイムスケジュール

2013～2014年度	公共施設再生基本計画策定
2014～2015年度	(仮称)公共施設再生実施計画策定
2016～2025年度	第1期事業実施
2025年度	公共施設再生基本計画等見直し
2026～2035年度	第2期事業実施
2035年度	公共施設再生基本計画等見直し
2036～2045年度	第3期事業実施

◇第3章 各施設の評価と再生の方向性

※第2回、第3回会議にて説明した内容に、委員の意見を反映した。

◇第4章 再生のための具体的な取り組み

▶取り組みの概要

公共施設再生基本計画の目標達成に向けて14の具体的な取り組みを進める。

基本計画における目標	具体的な取り組み
A. 公共施設の再生による質・サービス・利便性の向上	(1)多機能化や複合化による利便性向上 (2)建物機能のマッチングやデザインの配慮による人流の創出 (3)市民のニーズ調査と意見反映によるサービスの向上 (4)民間からの提案サービスの評価・採択の仕組みづくり (5)官民連携(PPP)の導入によるサービスの向上 (6)予防保全による施設の長寿命化 (7)用途変更等に柔軟に対応できる構造形式の導入 (8)低利用なサービスや機能の見直し
B. 公共施設の再生のための財政的取り組みの推進	(1)施設利用料金の適正化 (2)未利用の土地や建物の売却や貸付 (3)公共施設再生のための基金の設立 (4)起債による負担の平準化 (5)資産の有効活用によるコストの削減 (6)自治体間連携による効率化

◇第5章 着実な計画実行に向けて

▶計画実行のための2つの変革

- ・公共施設の捉え方を変える

公共施設を「サービスを提供する機能」と「サービスを提供するための建物」に分けて捉え、再生を進める。

- ・公共施設の管理・運営方法を変える

「サービスを提供する機能」については所管課がサービス提供を行い、

「サービスを提供するための建物」については、全施設を一元管理する課を創設し、計画的に維持管理・更新等を行う。

▶計画の評価と見直し（フォローアップ）

再生の進捗状況や社会情勢及び施設を取り巻く環境等の変化を踏まえ、10年を目安に再生基本計画の見直しを行う。

▶市民との情報共有

市民代表を含む委員で構成する意見交換会を開催するなど市民との情報共有、意見交換を行いながら取り組みを進める。

②今後の取り組みについて

◇市民会議の意見を踏まえ市において「公共施設再生基本計画（案）」を作成（3月下旬）

◇「公共施設再生基本計画（案）」についてパブリックコメントを実施（4月上旬）

◇「公共施設再生基本計画」策定（5月下旬）

◆質疑・応答及び意見交換（○…質問 ⇒…回答 ◎…意見）

【公共施設再生基本計画（案）全体について】

◎全体的に良くできた計画（案）であると感じている。「舞鶴はひとつ」の考え方のもと、市全体を見据えた複合化等の機能の整理が必要であると考え。また、計画の目標に記載されている“舞鶴らしい”施設への再生がもう一つの重要なポイントであると考えているので、是非、そういった視点に立ち再生を進めていただきたい。（座長）

◎重要な要素が網羅されており、とても良い計画（案）であると感じている。（副座長）

◎人口減少社会を一般の家庭に例えるなら、5人家族が3人家族になっていくような状況である。そのような状況であれば、必要に応じて住居を縮小するなど、一般家庭においても対応をしていくものである。公共施設についても同様で、人口減少などの社会情勢、市民ニーズに合わせて変化していくことが必要だと考える。ただし、縮小や廃止ばかりを掲げるだけではなく、計画の目標にも記載されている“舞鶴らしい”公共施設というような、市民にとって楽しみになる部分も必要だと考える。そういった意味で、重要な要素が網羅されており、良い計画（案）に仕上がっていると感じている。（委員）

○施設の内装について、時代に合った、利用者満足を高めるような工夫をするように再生基本計画に追記できないか。（副座長）

⇒施設改修等の際には、単純に長寿命化等を行うだけではなく、施設を魅力的なものにしていくことも必要であると考えている。利用者満足を高めるような施設の内装についても、計画への追記を検討したい。（事務局）

## 【第2章 公共施設再生基本計画の位置づけについて】

○公共施設再生基本計画（案）においては、全公共施設（139施設）の維持に必要な投資的経費について、今後40年間の経費を試算しているが、施設の再生は、今後30年間で実施することとなっている。この期間の相違をどのように捉えればよいのか。（委員）

⇒公共施設マネジメント白書を作成する際に、投資的経費については、今後40年間に必要となる経費を試算した。公共施設再生基本計画は、その試算も踏まえて、今後30年間で公共施設の再生を達成しようとするものである。（事務局）

○平成26年度から「(仮称)公共施設再生実施計画」を策定すると記載されているが、再生実施計画についても市民の意見を聞き策定するのか。（委員）

⇒「(仮称)公共施設再生実施計画」については、個々の施設の方向付けを行うため、施設利用者等から意見を聴取するなど、さらに踏み込んだニーズ等の把握を行い、計画を策定していく予定である。（事務局）

◎「(仮称)公共施設再生実施計画」策定においては、現状の施設の利用実態だけではなく、施設の活用法について提案を受けるなど、今後の活用の可能性も含めて検討を進めていただきたい。（委員）

○計画の目標において、「“舞鶴らしい”親しみのある施設へ再生する。」とあるが、“舞鶴らしい”という部分を、さらに具体的に表現することは可能か。（委員）

⇒公共施設の再生にあたっては、地域特性を生かした親しみのある施設へと再生させるという観点から記載したものであり、この目標に基づき「赤れんが」や「城下町」というような舞鶴のイメージを活かした再生を実施していきたいと考えている。（事務局）

## 【第4章 再生のための具体的な取り組みについて】

○公共施設再生基本計画第5章において、「サービスを提供する機能」については所管課がサービス提供を行い、「サービスを提供するための建物」については、全施設を一元管理する課を創設し、計画的に維持管理・更新等を行うとされているが、第4章の具体的な取り組みに示されている「建物機能のマッチングやデザインの配慮」の取り組みはどの部署が実施するのか。（委員）

⇒「建物機能のマッチングやデザインの配慮による人流の創出」については、前回の市民会議の意見を踏まえて、計画に追記したもの。今後、利用者等市民の意見も踏まえながら取り組みを具体化していきたい。（事務局）

◎「資産の有効活用によるコストの削減」という項目があるが、その様な取り組みを是非進めていただきたい。例えば、現在、舞鶴市内の業者が、一般人が手作りでできる赤れんがのプレートを開発されているが、市民や観光客が赤れんがのプレートづくりを体験し、そのプレートを公共施設の壁面等に貼っていくというようなことも考えられるのではないか。（委員）

○民間からの提案を受ける仕組みを検討するという表現があるが、市民も含めて提案を受けるような仕組みを検討することか。（委員）

⇒市民はもちろんのこと、民間企業等からも提案をいただけるような仕組みを検討

したいと考えている。(事務局)

◎公共施設の壁面への広告の掲載を推奨するような表現が見られるが、景観の問題もあり、不適切ではないかと考える。表現を再検討していただきたい。(座長)

◎「自治体連携による効率化」ということが記載されているが、各市町村の範囲で考えるのではなく、広域的な視点に立ち、地域住民にとって何が必要かということを検討することは大切であると考えている。それにより、市町村単独では設置することが困難な、より高機能な施設を設置することも可能になるかもしれない。

(委員)

#### 【第5章 着実な計画実行に向けてについて】

○「サービスを提供するための建物」については、全施設を一元管理する統括組織を創設すると記載されているが、どのような組織か。(委員)

⇒「サービスを提供する機能」については所管課がサービス提供を行い、「サービスを提供するための建物」については、統括組織において、縦割りではなく全公共施設の状況を把握し、計画的に公共施設の再生を進めていきたいと考えている。

(事務局)

#### 【その他】

◎再生の実施にあたっては、指定管理者となっている民間団体の意見も十分に踏まえ取り組みを進めていただきたい。(委員)

○公共施設再生基本計画、(仮称)公共施設再生実施計画の進捗状況をチェックすることについては、どのように考えているか。(委員)

⇒計画は実施し、評価し、見直しをすることが必須であると考えている。また、時代の変化や新たなニーズにも対応し見直していくことも必要であると考えている。(事務局)

◎計画の名称について、30年間にも亘る長期的な計画であることが市民によく認知され、組織的にもしっかりと認識し続けられるように名称変更又はサブタイトルの付与等を検討してはどうか。(副座長)

◎公共施設のデザインについて、外観も内装も利用者満足を高められるような施設として再生されることが重要であると考えている。そういった意味で、公共施設の質の向上ということも記載されており、とても夢のある計画(案)であると感じている。今後、再生を実施する際には、施設的美観に関する指針を策定するなどし、美しく、統一感のある施設への再生を進めていただきたい。(委員)